

## 三鷹市マンション管理適正化支援法人の登録に関する審査基準

### (趣旨)

第1条 この審査基準は、三鷹市長が行うマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定によるマンション管理適正化支援法人の登録（以下「支援法人の登録」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項に規定する審査基準を定めるものとする。

### (審査基準)

第2条 三鷹市長は、支援法人の登録を行わないこととする。これを変更し、支援法人の登録をする場合は、改めて審査基準を示す。